

生徒心得

愛知県立新川高等学校に在籍する3年間は、学力を伸ばし、人格を磨き、より健康な心身を育成する期間であり、社会に向けて大きく第一歩を踏み出す時期である。

謙虚な気持ちを忘れることなく、物事に真剣に取り組むことにより、学校生活が充実し、生徒一人一人の円満な成長につながる。これはまさに校訓「つちかい かがやけ」の体现である。そして、こうした生徒が生活する学校は、自他尊重と協調の精神に満ちあふれ、誇りと希望がみなぎり、輝かしい校風と伝統を築き上げる。

このような理想の実現への努力と、自己完成のための精進とを願って、本校生徒が常に守るべき指針を次のように定め、生徒心得とする。

1 学 習

- (1) 授業は自己を磨き、成長させる場であるという認識にたち、特に次の点に十分留意する。
 - ① 予習・復習等の準備をした上で授業に臨む。
 - ② 始業の合図までに準備を整え、着席または整列して先生を待つ。授業の始めと終わりには心をこめて挨拶をする。
 - ③ 教材は原則として毎日持ち帰り、忘れ物の無いようにする。
 - ④ 宿題・提出物などは、計画的に取り組み、期日を厳守する。
- (2) 家庭学習も計画的に能率よく実行し、自ら学ぶ習慣を確立するとともに、集中力・持続力の養成に努める。また常に家庭学習の時間確保に努める。
- (3) 基礎的・基本的事項は何度も繰り返し学習し、定着を図る。また理解できないこと、わからないことをそのままにしない。
- (4) 書記は前日の終礼前に、時間割変更を確認しクラスに伝達する。また各クラスの学習係は、授業について事前に教科担任の指示を受け伝達する。

2 考 査

- (1) 考査は、日頃の学習成果を発揮する機会であるとともに、自分の課題を把握する機会である。周到に準備し、学習成果を十分発揮できるように努める。
- (2) 真摯な態度で考査に臨み、不正行為はもとより、誤解を招くようなことをしてはならない。
- (3) 机上には筆記用具等考査に必要なもの以外は置かない。
- (4) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の通信機器や膝掛けの教室内持ち込みは禁止する。
- (5) 急病等、急を要する場合以外は、途中退場は認めない。
- (6) 考査をやむをえず欠席した場合は、考査欠席届及び医師の診断書等その理由を明らかにできるものを提出する。
- (7) 考査開始1週間前より考査終了まで、職員室への入室を禁止する。

3 欠席・遅刻・早退・欠課・外出等

- (1) 正当な理由がない場合、欠席・遅刻・早退・欠課・外出をしてはならない。
- (2) 病気等やむをえない事情により欠席または遅刻する場合は、当日の始業時までに保護者から学校に連絡する。また、通学中に体調不良等により、時間通り登校できなくなった場合は、すぐに自ら保護者と学校に連絡を入れ、自分の状況や所在地を伝える。
- (3) 長期にわたる断続的欠席は、医師の診断書もしくは保護者の理由書等を添えて正（副）担任に届け出る。
- (4) 早退・欠課・外出をする場合は、正（副）担任に申し出て許可を得る。
- (5) 校長の許可する外部行事へ参加する場合、ラケーションを取得する場合は、公欠扱いで欠

席とはしない。ただし、授業は欠課とする。

(6) 次の場合は、出席停止とし、出席すべき日数から除く。

- ア 校長の承認する就職試験・入学試験を受験する場合
- イ 台風等による被災および公共交通機関の途絶・遅延により、出校できない場合
- ウ 法定感染症等の校長が認める場合

(7) 忌引きの日数は次のとおりとする。ただし、授業は欠課とする。

- ア 父母の死亡 7日以内
- イ 兄弟姉妹の死亡 3日以内
- ウ 祖父母・曾祖父母の死亡 3日以内
- エ おじ・おばの死亡 1日
- オ 父母の年忌 1日
- カ 以上に準ずるものとして校長が認めた場合

4 日 課

S T 8:35~8:40

1 限 8:45~9:35

2 限 9:45~10:35

3 限 10:45~11:35

4 限 11:45~12:35

(昼放課)

5 限 13:15~14:05

6 限 14:15~15:05

7 限 15:15~16:05

清 掃 16:10~16:20

L S T 16:25~16:30

※木曜・金曜 6限授業

清 掃 15:10~15:20

L S T 15:25~15:30

備 考

(1) 下校時刻 17:00

(2) 「部活動延長願」が出された時は、下記の時刻に完全下校ができる時間まで活動を延長することができる。

3月~9月 18:30まで

10月~2月 18:00まで

※定期考査最終日、保護者会中、長期休業中は原則17:00を下校完了時刻とする。

5 登下校

- (1) 今日の交通事情にかんがみ、時間に余裕をもって登下校する。
- (2) 登下校の際は、遠回りでもできる限り安全な道を選び、交通法規の遵守及び交通マナー向上を図る。
- (3) 自動二輪車・原付自転車・自動車・電動キックボード等を利用した登下校は禁止する。
- (4) やむをえない理由により、保護者が自家用車で送迎をする場合は、近隣住民の迷惑や交通妨げにならないように十分配慮する。
- (5) 自転車通学は許可制とする。下記の条件を満たす自転車、かつ遵守する者に限って許可する
また、臨時に許可を得ることができる。
 - ア 故意に変形されておらず、安全に走行できる自転車である。
 - イ スタンドで自立し、輪留めに停めることのできる自転車である（タイヤ幅 40mm 以内）。
 - ウ 防犯登録済の自転車である。
 - エ ベル・ブレーキ・ライト・鍵・反射板等の安全整備がなされている。
 - オ 本校で交付した自転車通学許可ステッカーが貼ってある。
 - カ 自転車保険に加入する。
 - キ ヘルメットを所有している。
 - ク 学校が実施する自転車点検を必ず受ける。
 - ケ 自転車は校内の所定の位置に整然と置き、必ず施錠する。
 - コ 雨天時には雨合羽を着用し、傘さし運転をしない。
 - サ 並走、スマートフォン等を操作しながらの運転、イヤホンを装着しての運転、二人乗り、無灯火運転など危険な行為をしない。
 - シ 北トンネル・水場川土手より一本西の道は通らない。
- (6) 登下校時に交通事故等にあった場合は直ちに警察と学校へ届け出る。

6 校内生活

- (1) 日常の通学には制服を着用し、生徒証を携帯する。
- (2) 積極的に挨拶を行う。
- (3) 施設・設備はすべて公共物であることをわきまえて取り扱う。万一、破損した場合は、速やかに正（副）担任を通じて生徒指導部に申し出る。
- (4) 所持品について
 - ア 学用品その他身の回りの品は、高校生にふさわしいものを用いる。
 - イ 所持品にはすべて記名し、目の届く場所に保管する。
 - ウ 不必要な金銭や高価なもの、本校での学習活動に必要なない物品は、持参しない。
- (5) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の通信機能のあるものは、校内で電源を切り、原則使用しない。
- (6) 証明書・届・願等の手続き
 - ア 本校所定の用紙で手続きするもの
 - ・成績証明書・在学証明書・卒業見込証明書・卒業証明書
 - ・休学願・復学願・転学願・退学願
 - ・単位認定申請書
 - ・学校感染症罹患証明書
 - ・考査欠席届
 - ・考査前指導欠席届
 - ・公欠届（個人用・受験一括用）
 - ・ラーケーション取得申請書
 - ・学生割引証交付願

- ・ 自転車通学許可願
- ・ 交通事故報告書
- ・ 校舎校具破損届

7 日常生活

- (1) 常に、愛知県立新川高等学校の生徒としての自覚と誇りを抱き、自己の言動に責任を持つとともに、本校生徒としての品位を失わないよう心がける。
- (2) 外出
 - ア 外出するときは、行先・用件・同行者・帰宅予定時刻等について、あらかじめ保護者に伝えておく。
 - イ 必要な場所以外の夜間外出はしない。
 - ウ 無断外泊はしない。
 - エ 高校生にふさわしくない場所及び法律で入場を禁止されている場所への出入りをしない。
- (3) 旅行
 - ア 宿泊を伴う旅行は、保護者同伴で実施するか、または保護者の承諾を得て実施する。
 - イ 適切な指導者のいない危険を伴う旅行等は、実施してはならない。
 - ウ 片道 100km 以上の旅行をする時で学生割引証の交付を受けようとする場合は「学生割引証交付願」を提出する。
- (4) 運転免許証の取得
在学中は原付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許証を取得することを禁止する。
- (5) アルバイト
特別の場合を除き、アルバイトは禁止する。
- (6) 生徒の政治的活動等
 - ア 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や、政治的活動を行うことは禁止する。
 - イ 放課後や休日等に学校の校内において行われる選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。
 - ウ 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身または他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止する。

※なお 18 歳未満の選挙運動については、公職選挙法で禁止されている。
- (7) その他
 - ア 飲酒・喫煙・覚せい剤・薬物等の乱用・暴力行為・いじめ等の触法行為・違法行為はすべて禁止とする。
 - イ 校内外での掲示・印刷物の配布・集会及び団体の結成あるいは参加は、事前に届けて許可を得る。
 - ウ 学校の名において行うすべての行動は事前の許可が必要である。

服装規定

端正・質素・清潔を旨とし、品位ある服装・身だしなみを心がける。

1 制服

ア 制服は高校生にとっての正装であることを理解し、正しく着用する。

イ スカートの丈を短くする等の加工は禁止する。

ウ 更衣期間を設けないので、気候に合わせて適宜着用すること。なお、学校の指示に基づき、防寒具（コート・マフラー・ネックウォーマー・手袋等）を使用しても良い。

2 履物

ア 通学には、運動靴または革靴を使用する。

イ 体育館内は、学校指定の学年別運動靴を使用する。

ウ 校舎内では、学校指定の学年別スリッパを使用する。

エ 靴下は、紺、黒、白色のソックスを着用する。冬期にストッキングを着用する場合は、黒またはベージュとする。なお、柄がついているもの、制服と調和しないものは着用しないこと。

3 頭髪等

ア 頭髪は、清潔で高校生らしい髪型にする。

イ 頭髪の加工（パーマ、脱色、染色等）、身体への加工（ピアス・マニキュア等）やアクセサリー類の使用は禁止する。

4 異装

健康上の理由等によって、上記の服装が着用できない場合は、許可を得て指定以外の服装を着用することができる（異装届を使用する）。

携帯電話・スマートフォン等の利用についての注意事項

- 1 法に触れる、誰かを傷つける、もしくは相手が不快に思うようなメッセージの送信やSNSへ投稿（書き込み・画像・動画）をしない。
- 2 自他の個人情報の取り扱いには十分に気をつける。
- 3 学校内での使用は学校のルールに基づいて行う。また、家庭での利用は各家庭のルールに基づいて行い、長時間の使用や深夜の使用を避ける。
- 4 メッセージの送信や電話をする場合は、その時間帯や相手の都合をよく考える。
- 5 自転車乗車中や歩行中に利用しない。また、電車・バス内では公共のマナーを守る。
- 6 有害情報にはアクセスしない（「薬物」に関する情報、簡単に金銭を手にとれるという「闇バイト」、「パパ活」、「賭け事」等に関する情報など）。

交通安全規約

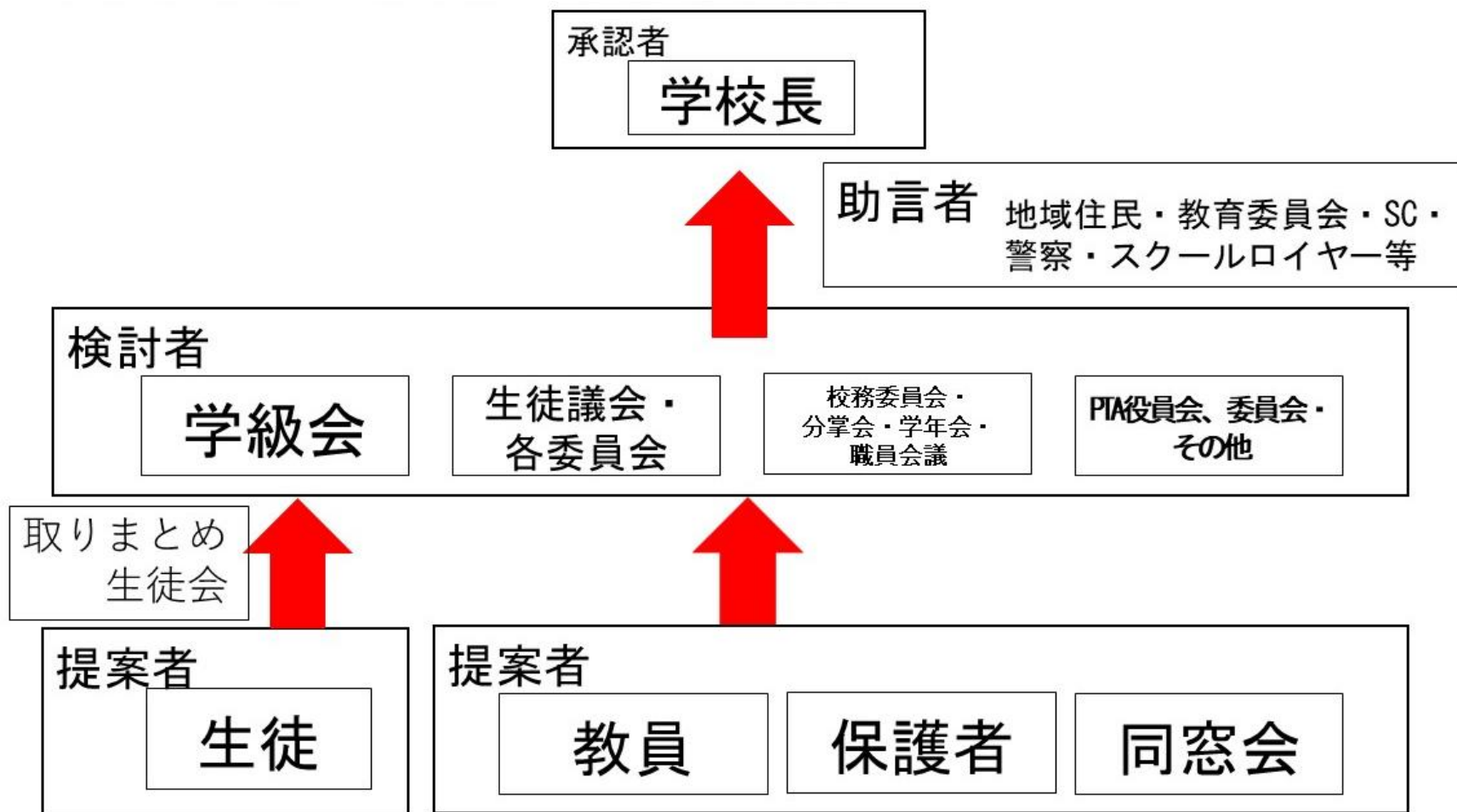
- 1 自他の生命を尊重する精神をもって、積極的に交通安全を図る。
- 2 通学においては、歩行者や公共交通機関利用者を問わず、安全の確保とマナーの向上によく留意する。
- 3 オートバイ、自動車等の免許を取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわないの「四ない運動」の趣旨をよく理解し、これを遵守する。
- 4 自転車に乗る時は、自転車の安全点検を実施し、ヘルメットを積極的に着用する。道路の左側端

を適正なスピードで、一列で通行し、並列通行をしない。スマートフォン等を操作しながらの運転、イヤホンを装着しての運転、二人乗り、無灯火運転、傘さし運転など法令に反する行為、安全を確保できない行為をしてはいけない。

5 次の点に特に注意し、事故防止に努める。

- (1) 交通信号、交通標識をよく守ること。
- (2) 狭い道路から飛び出さないこと。
- (3) 踏切（一旦停止）、横断歩道の通行、車両の直前・直後の横断において、左右の安全確認を確実に行う。

校則の変更手続きについて



ア 校則の変更を提案する者は、本校職員、本校生徒、本校生徒の保護者、同窓会とする。ただし、在校生からの提案は、生徒会が取りまとめることとする。

イ 校則の変更を検討する場合は、以下の通りとする。

(1) 教職員の場合…校務委員会、分掌会、学年会、職員会議

(2) 生徒の場合…学級会、生徒議会、各委員会

(3) 保護者の場合…PTA 役員会・委員会・その他任意の会合

(4) 同窓会の場合…任意の会合

ウ (1)～(4)のから生徒と教職員を含む、2つ以上の代表者を集めることで校則検討会を開くことができる。

エ 校則の検討に際しては、変更による影響や持続可能性を精査する。

オ 学校長は、校則変更の手続きや内容について学外より助言を得ることができる。

カ 校則の変更については、学校長が最終的に承認をする。